

2008年2月5日

国民生活審議会消費者政策部会
消費者契約に関する検討委員会 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク
理事長 野々山 宏
(京都産業大学法科大学院教授・弁護士)
〒604-0847
京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地ヒロ
セビル5階
TEL075-211-5920 FAX075-251-1003
(担当)理事・事務局長 長野浩三

「消費者契約に関する検討委員会」ヒアリング事項についての回答書

当法人は、2007年12月25日、内閣総理大臣から消費者契約法13条の適格消費者団体としての認定を受けた消費者団体です。

当法人は、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士で構成されています。構成員は約100名です。当法人は、2002年から消費者団体訴訟制度の制定に先駆けて、事業者等への不当行為中止の申入活動を行ってきました。

ご依頼のあったヒアリング事項のうち、「認定後における当法人の活動状況について」について下記のとおりご回答します。

- 1 認定時、当法人では、3つのテーマについて検討グループを結成して、差止請求について検討していました。3つのテーマは、①建物賃貸借契約における敷引特約問題、②冠婚葬祭業者の積立払契約における解約金等の問題、③携帯電話会社の料金・解約料問題でした。
- 2 このうち、敷引問題について、過去に敷引特約を使用していたことが裁判例上明らかな比較的大手の賃貸業者2社に対し、41条1項の差止請求を行いました。請求内容は、①敷引特約の不使用、②敷引特約の記載のある契約書用紙の破棄、③これらの社内での徹底措置でした。これについては、両社とも、①については、敷引特約は使用を中止しているとのことでしたが、②③についての回答はありませんでした。
その後、②③についての回答を要求するとともに、今後敷引特約が用いられないよう徹底するために、①について、今後、敷引特約を締結した際には、敷引金額の倍額を当法人に支払う旨を約束するよう申し入れています。
- 3 また、この差止請求とあわせて、消費者契約法上の差止請求でないことを明示して、敷引特約を結んだ個別の消費者に対し、敷引金を返還するよう申し入れました。これについては、両社とも、個別の問題であることを理由に回答をしてくれませんでした。

敷引特約が消費者契約法で無効であることを認めるのであれば、当然、個別の消費者に対し返金することを明らかにし、その旨、消費者に個別に告知することが必要ですが、上記回答からは、個別消費者に対し積極的に返金しない可能性が

高いことが推認され、非常に問題のある姿勢だと思料されます。

消費者団体訴訟制度で不当な利得吐き出し制度（金銭請求にかかる消費者団体訴訟制度）があれば、当法人が利得吐き出しを請求できるのですが、現時点では法的には請求できません。不当な利得が事業者に残る可能性が高い典型例として、また、金銭請求にかかる消費者団体訴訟制度を創設すべき必要性が高いことを示す事例としてご報告します。